

妊婦のための支援給付・妊婦等包括相談支援事業の施行に向けた

自治体説明

令和6年10月31日

こども家庭庁 成育局 成育環境課

今回の説明内容

- 主な事項の新旧比較と留意点
- 子ども・子育て支援法及び児童福祉法の省令事項
(流産等の対応・給付期限・クーポン等支給・給付支援サービス)
- 経過措置の対応 ※令和6年度出生者の支給対応
- 令和7年度予算概算要求
- 主な質問への回答

※本説明後に制度化に関するQ&Aを発出予定です。

その後、全国市町村からの質問を受け、Q&Aを更新のうえ再度発出をする予定としています。

新旧比較と留意点（主なもの）

制度区分	項目	制度化後	現行制度	留意点
妊婦のための 支援給付	名称	妊婦のための支援給付	出産・子育て応援給付金	
	根拠	子ども・子育て支援法第10条の2	予算事業（実施要綱）	
	給付額の算定 基礎	妊娠している者及び妊娠しているこどもの数 （流産・死産等も含む）	妊娠の届出をした妊婦及び出生した児童数	新たに流産等が給付対象になるため、妊娠していたこどもの数の事実確認が必要
	給付対象者	妊婦給付認定者	妊婦及び養育者	
	認定・給付要件等	・日本国内に住所を有する者 （国籍は問わない） ・給付に面談条件はなし	・日本国内に住所を有する者 （国籍は問わない） ・支給には面談が必須	・居住実態ではなく住民票所在市町村が認定 ・法定給付は効果的に面談と組み合わせることを法に規定
	国から市町村への支出根拠	妊婦のための支援給付交付金交付要綱（仮）及び同給付費補助金交付要綱（仮）	出産・子育て応援交付金交付要綱及び伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金の一体的実施事業実施要綱	・制度化後は国から給付費の全額を交付 ・事務費は、給付費とは別に補助金を交付
妊婦等包括 相談支援事業	名称	妊婦等包括相談支援事業	伴走型相談支援事業	
	根拠	児童福祉法第6条の3第22項	予算事業（実施要綱）	
	面談対象者	妊産婦及びその配偶者等	妊産婦及び養育者	
	面談回数	法律上に回数の定めなし （省令に面談時期を規定）	3回（2回目アンケート可）	今後示すガイドラインを参考に、最低限、現行の伴走型相談支援と同水準の対応が必要。
	国から市町村への支出根拠	子ども・子育て支援交付金交付要綱及び利用者支援事業実施要綱	出産・子育て応援交付金交付要綱及び伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金の一体的実施事業実施要綱	事業費は、利用者支援事業として補助

子ども・子育て支援法及び児童福祉法の省令事項（検討中）

法律	法律の根拠条文		法律の条文	省令案等
子ども・子育て支援法	市町村の認定	第10条の9第1項	妊婦のための支援給付を受けようとする者は、 <u>内閣府令で定めるところにより</u> 、市町村に対し、妊婦のための支援給付を受ける資格を有することについての認定を申請し、その認定を受けなければならない。	次に掲げる事項を記載した申請書を、市町村に提出することを想定。 一 妊婦支援給付認定の資格を有すること及び認定を求めることについての申告 二 妊婦の氏名、住所地、生年月日、個人番号、電話番号 三 妊娠の届出を行った日 四 妊娠に関して診療を受けている医療機関の名称、所在地及び電話番号 五 妊娠月数 六 医療機関等で診断した医師名 第1項の二～六においては母子保健法第15条の妊娠の届出により代えることができる。
	届出等	第10条の13第1項	妊婦給付認定者は、 <u>内閣府令で定めるところにより</u> 、市町村に対し、当該妊婦給付認定者の胎児の数その他 <u>内閣府令で定める事項</u> を届け出なければならない。	妊婦給付認定者は、出産により胎児の数が明らかになった日（流産又は死産のときはその日）以降に、市町村が定める方法により、次項に定める事項を記載した届書を市町村に提出することを想定。 一 当該申請を行う妊婦の氏名、住所地、生年月日、個人番号及び電話番号 二 当該妊婦給付認定者が当該妊娠に関して保健指導又は健康診査を受けている医療機関の名称、所在地及び電話番号 三 その他市町村長が必要と認める事項
	妊婦支援給付金の支払方法	第10条の14第2項	妊婦支援給付金は、現金その他確実な支払の方法で <u>内閣府令で定めるもの</u> により支払うものとする。	次に掲げる方法を検討。 一 口座振込の方法 二 小切手の振出し 三 公金振替書の交付
	内閣府令への委任	第10条の15	この款に定めるもののほか、妊婦支援給付金の支給に関し必要な事項は、 <u>内閣府令で定める</u> 。	支給に関する通知を次の方法で検討。 妊婦支援給付金の受給資格及びその額についての認定その他妊婦支援給付金の支給に関する処分を行ったときは、文書により、その内容を請求者に通知しなければならない。 妊婦給付認定者からの申出があった場合には、前項の規定による文書の通知に代えて、電子メール等の電磁的方法により通知することができる。
児童福祉法	事業	第6条の3第22項	この法律で、妊婦等包括相談支援事業とは、 <u>内閣府令で定めるところにより</u> 、妊婦及びその配偶者その他 <u>内閣府令で定める者</u> （以下この項において「妊婦等」という。）に対して、面談その他の内閣府令で定める措置を講ずることにより、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境その他の状況の把握を行うほか、母子保健及び子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行う事業をいう。	妊婦等包括相談支援事業は、妊婦等に対して、妊娠の届出時、出産前、出産後の適切な時期に次の方法をもって行うことを想定。 一 対面による面談 二 情報通信機器を通じた面談 三 その他市町村長が支援を行うに当たって適当と認める方法 妊婦及びその配偶者その他内閣府令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者を想定。 一 出産した者及びその配偶者 二 出産後その児童を養育する者その他市町村長が妊婦等包括相談支援事業による支援が必要と認める者

妊婦支援給付認定者の認定及び胎児の数の届出について（検討中） （法第10条の9第1項・第10条の13第1項関係）

【本給付における妊娠の定義】

医師が「胎児心拍」を確認したことをもって妊婦支援給付認定にかかる「妊娠」と定義する。

※医師による胎児心拍の確認がとれない場合、妊婦支援給付認定はできない。

【妊娠の事実確認方法】

妊娠の届出または本人の真正なる申請をもって事実確認とする。なお、本人からの申請に疑義がある場合、市町村は、本人同意のうえ申請書に記載の医療機関に照会を行うことができる。

【胎児の数の届出】

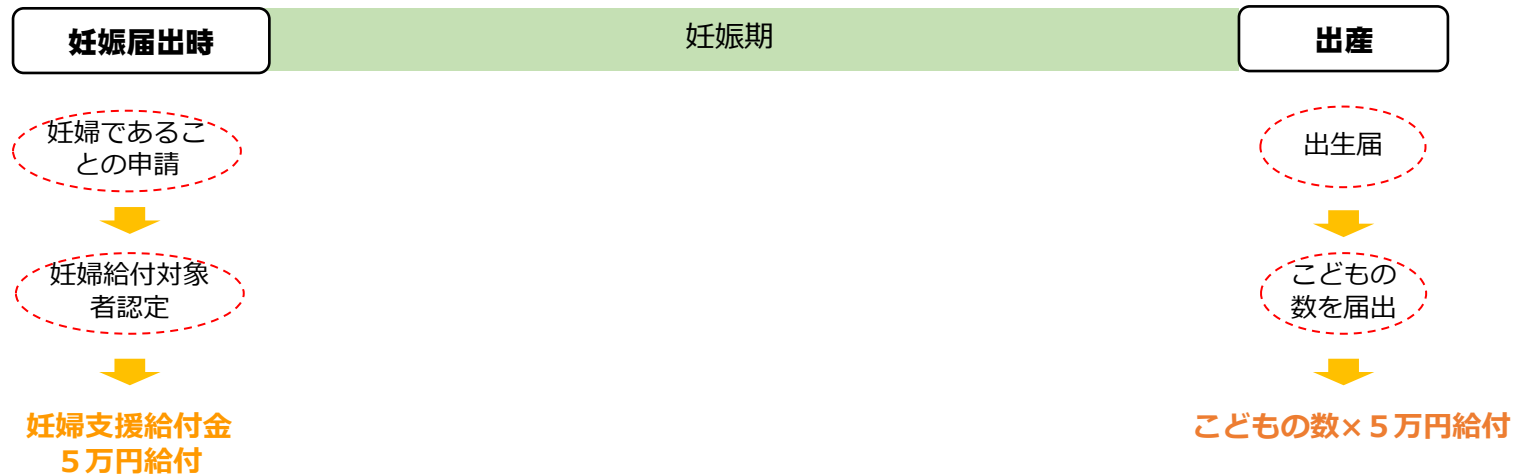
出産により胎児の数が明らかになった日（流産等のときはその日）以降に、届出することとし、

- ・出生届や住民基本台帳で胎児の数の確認を行う。
- ・流産の場合、母子健康手帳の提示により胎児の数の確認を行う。
- ・死産の場合、母子健康手帳や死産届で胎児の数の確認を行う。

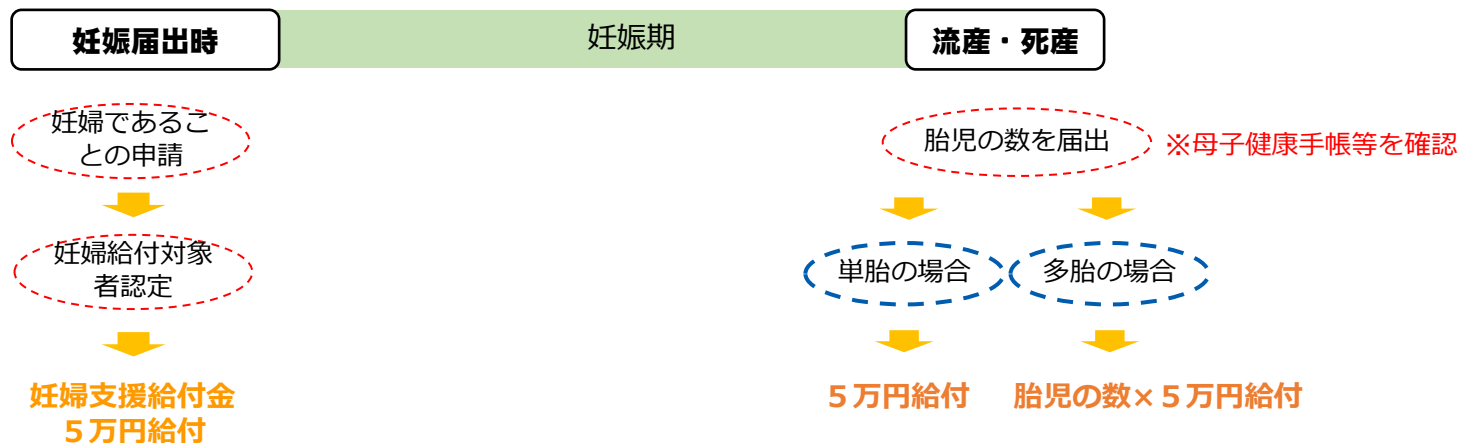
※母子健康手帳が交付される前に流産や人工妊娠中絶等をしている場合でも、流産等の前に医師の胎児心拍の確認及び妊娠していた胎児の数を証明する診断書等の提示により妊婦支援給付認定及び給付金の給付は可能。

妊婦支援給付金の給付の流れ（妊娠届出している場合）

● 出産した場合の流れ

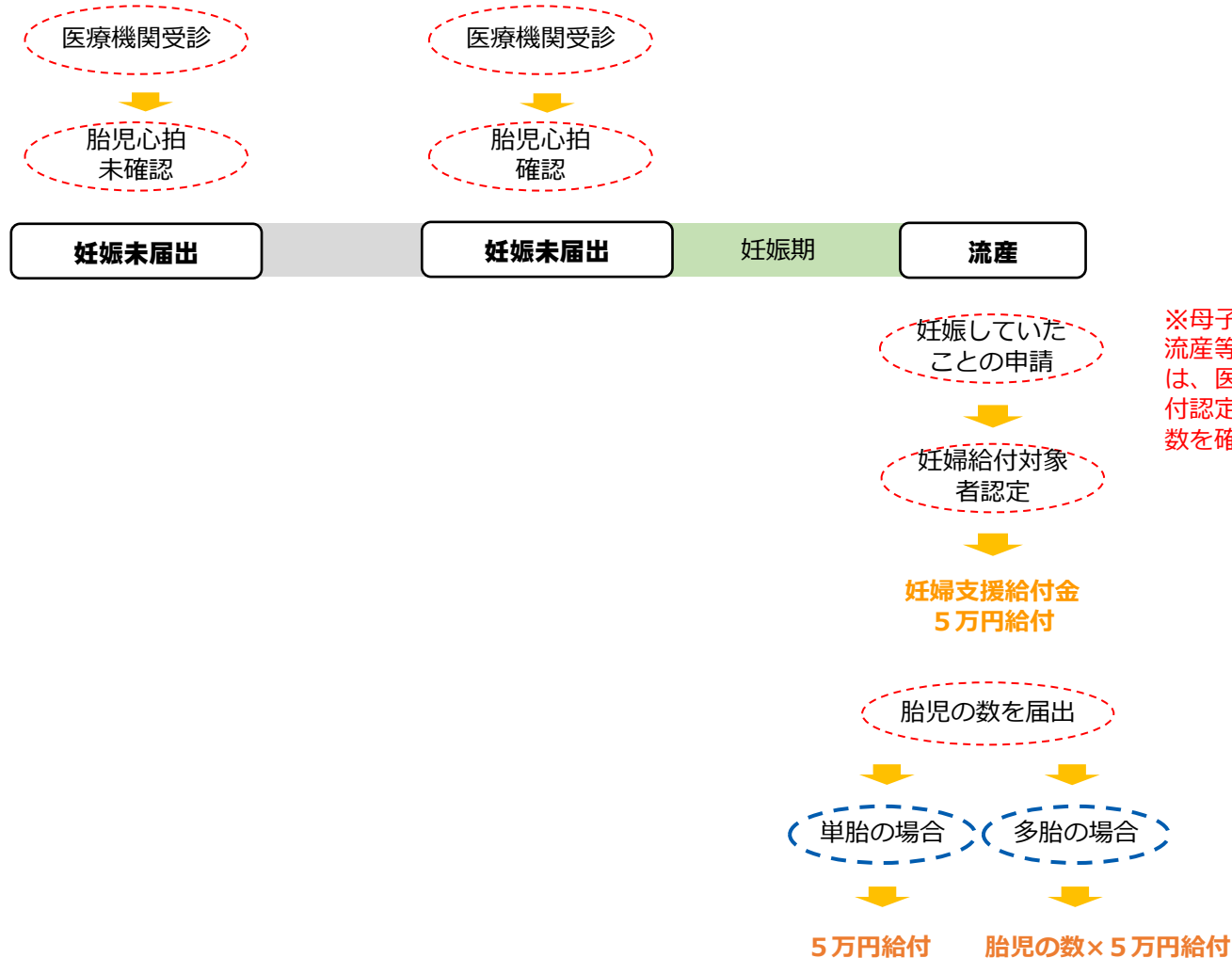


● 流産・死産した場合の流れ



妊婦支援給付金の給付の流れ（妊娠届出前に流産等した場合）

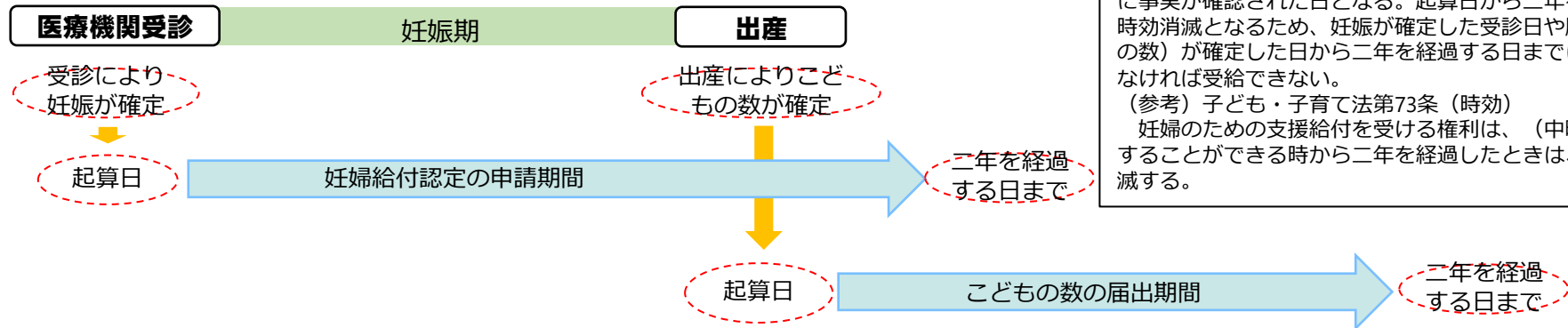
●流産等した場合の流れ



※母子健康手帳交付前に流産等をした場合でも、流産等の前に医師が胎児心拍を確認している場合は、医師による診断書等の提示をもって、妊婦給付認定対象者であること及び妊娠していた胎児の数を確認。

妊婦支援給付金の給付の期限について（法第73条（時効）関係）（検討中）

● 出産した場合の期限



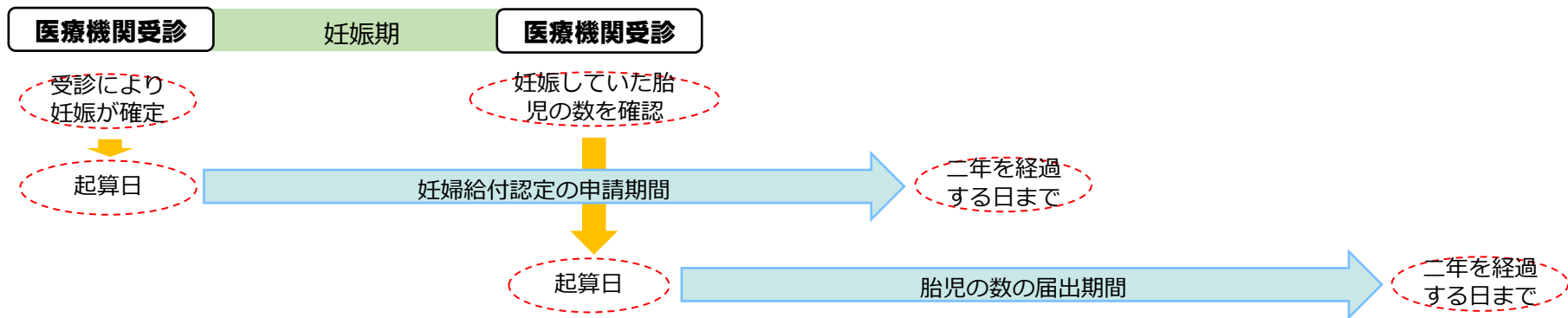
※給付金の受給期限は、いつからいつまで権利の行使となる申請や届出が可能かによる。起算日は「権利の行使ができる時」となり、当該者がその事実を確認し、医療機関等の診断による客観的に事実が確認された日となる。起算日から二年を経過したときに時効消滅となるため、妊娠が確定した受診日や胎児の数（子どもの数）が確定した日から二年を経過する日までに申請または届出なければ受給できない。

（参考）子ども・子育て法第73条（時効）

妊婦のための支援給付を受ける権利は、（中略）これらを行することができる時から二年を経過したときは、時効によって消滅する。

※妊娠したことを確認した日を起算日として **当該者が産科医療機関等で妊娠が確定した日から二年間を経過した日の前日（二年を経過する日）までに届出。**
※胎児の数（子どもの数）が明らかになった出産日を起算日として、**出産日から二年間を経過した日の前日（二年を経過する日）までに届出。**

● 流産等した場合の期限



※流産等の場合の胎児の数の届出は、流産等をしたことを **産科医療機関等で確認した日から二年間を経過した日の前日（二年を経過する日）までに届出。**

法第10条の14第2項及び内閣府令で定める現金その他確実な支払方法以外で支給する場合の対応

妊娠支援給付金は、現金その他確実な支払方法として内閣府令に定める以下の方法を検討。

- ・ 現金振込の方法
- ・ 小切手の振出し
- ・ 公金振替書の交付

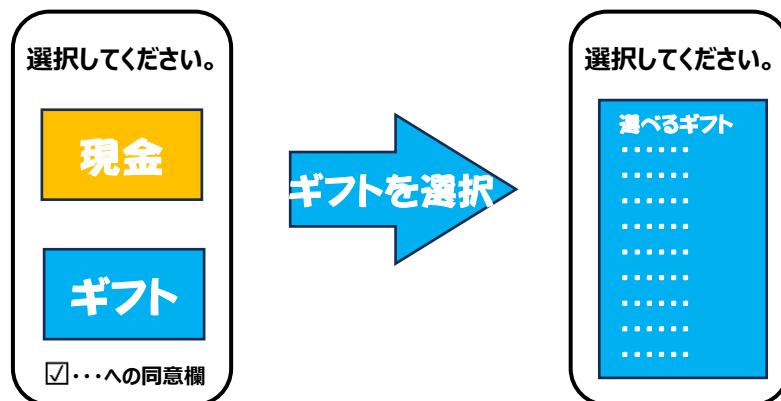
上記以外に、これまで市区町村が創意工夫で行ってきた以下の例のような支給方法については、引き続き受給者が希望される場合に支給することは可能であり、10・11ページで給付までの流れの例を紹介。

<支給方法例>

- ・ 現物支給（マタニティ用品・ベビー用品・産前産後サービスクーポン券など）
- ・ 電子マネー（PayPay®・au Payなど）
- ・ 電子クーポン
- ・ デジタルカタログギフト
- ・ デジタル地域通貨
- ・ 現金ATM受取

※現金ATM受取の方法は、現金5万円で受領できるものの、法律上、現金その他確実な支払方法での支払とは整理されません。

<明示方法例>

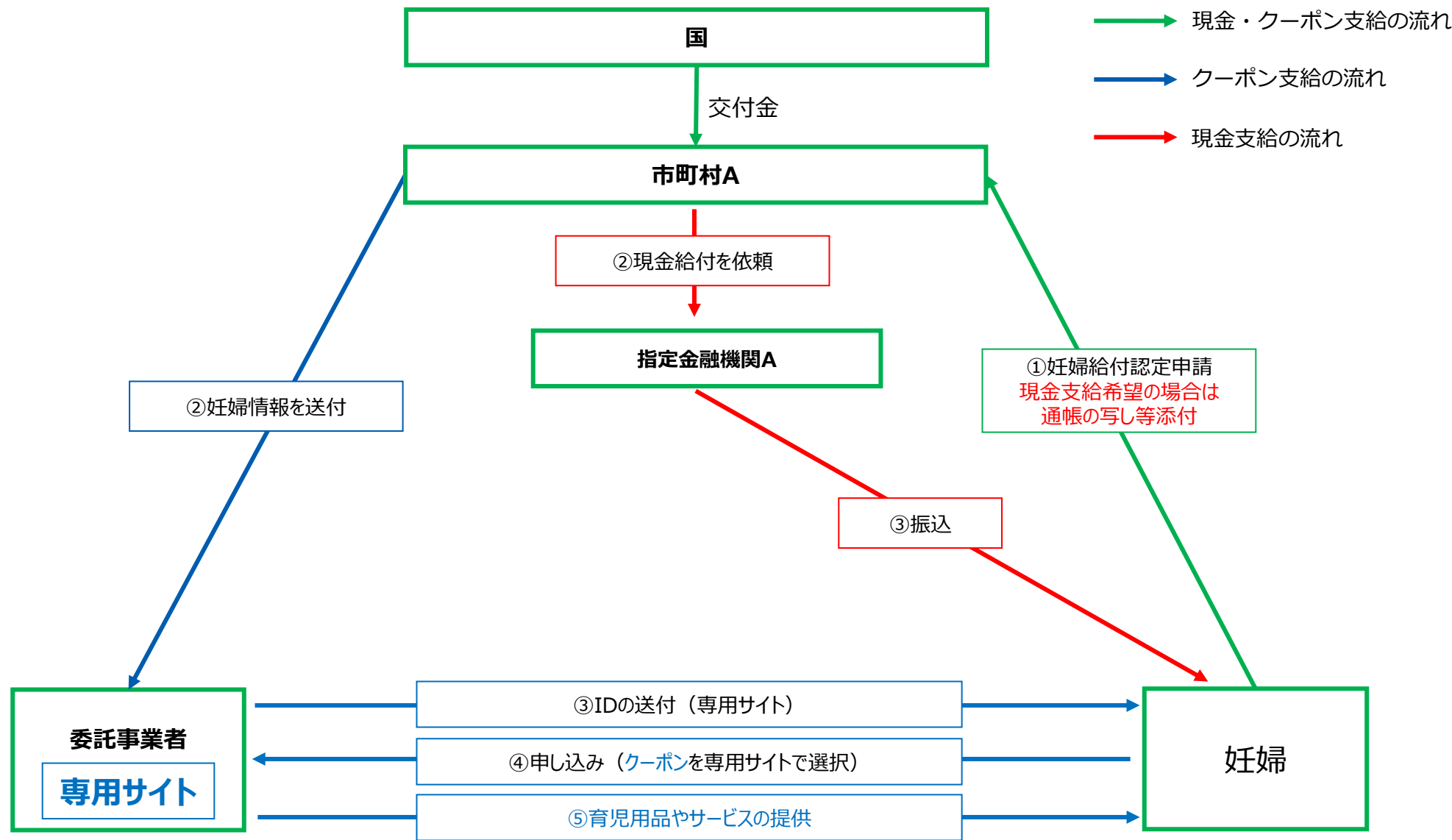


<留意点>

ギフトでの支給は、希望された受給者が実際に現金の受渡はしないが受領した5万円の現金をギフトに交換することの同意を得たうえで支給する整理です。ギフトでの支給を実施する市区町村は、現金またはギフトの選択肢を申請者に明示したうえで選択させることが必要であり、併せて5万円の現金をギフトとして受取ることの同意をもらうことが、支給後の紛争の未然防止のために重要ですので留意ください。

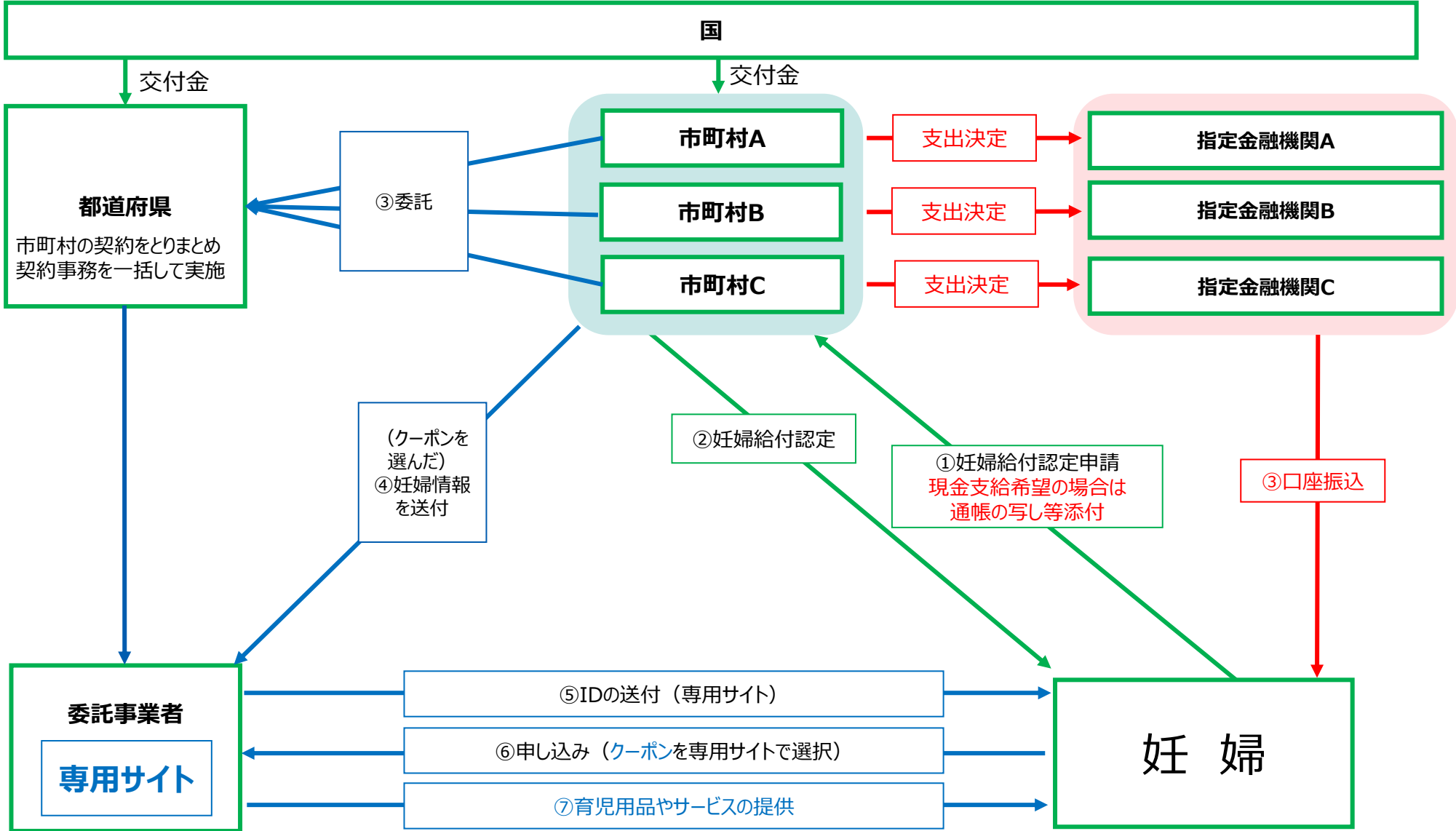
法第10条の14第2項及び内閣府令で定める現金その他確実な支払方法以外で支給する場合の対応

○市町村単独による支給のイメージ（クーポン支給のみ委託）



法第10条の14第2項及び内閣府令で定める現金その他確実な支払方法以外で支給する場合の対応

○ 都道府県による広域連携のイメージ（集合契約の例）



デジタル庁

給付支援サービスのご紹介

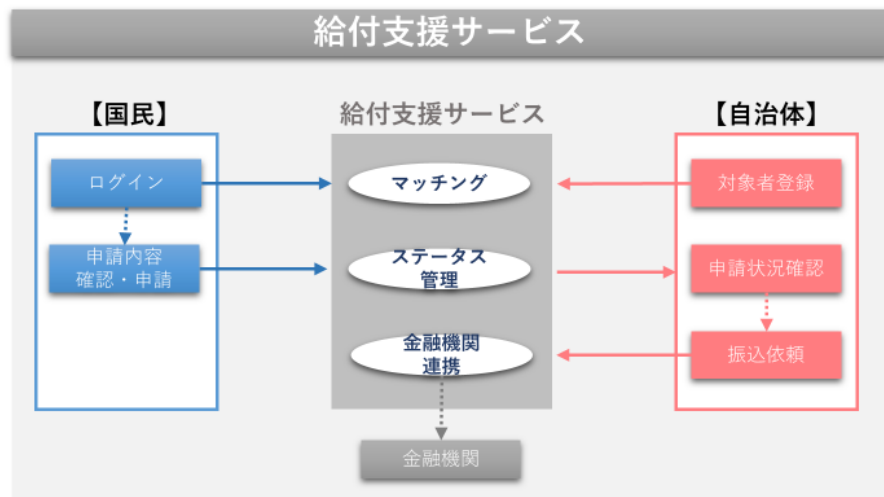
※妊婦のための支援給付で活用可能なサービスをご紹介します。

- 給付の申請から振込までのプロセスをデジタル完結させ、迅速・効率的な給付を実現するサービスです

【利用イメージ】

(自治体) 対象者情報の抽出・登録をすれば、ステータス管理、審査(口座は公金受取口座を利用するため原則、審査不要)が可能となり、振込依頼も可能

(住民) 自治体からの案内(2次元コード等)からスマホとマイナンバーカードを使って本人確認、公金受取口座情報取得を実施し、申請が可能



[給付支援サービス | デジタル庁 ウェブサービス・アプリケーション \(digital.go.jp\)](https://digital.go.jp)

【利用するメリット】

(住民) 面倒な申請書類の記入が不要であり、通帳のコピー等添付書類も省略が可能

(自治体) オンライン申請のため、紙申請書の受理や転記・再確認、審査業務等の事務処理負担を最小限に抑えることが可能

【利用までのスケジュールと費用】

2024年	2025年1-3月	2025年4月以降
申込	事前準備	利用開始

例) 年間1000人以下の対象者の自治体の場合の費用

初期導入費: 50万円程度(税抜)

年間利用料: 60万円程度(税抜)

※スケジュールは最短のイメージです。お申込は当面受け付けます。

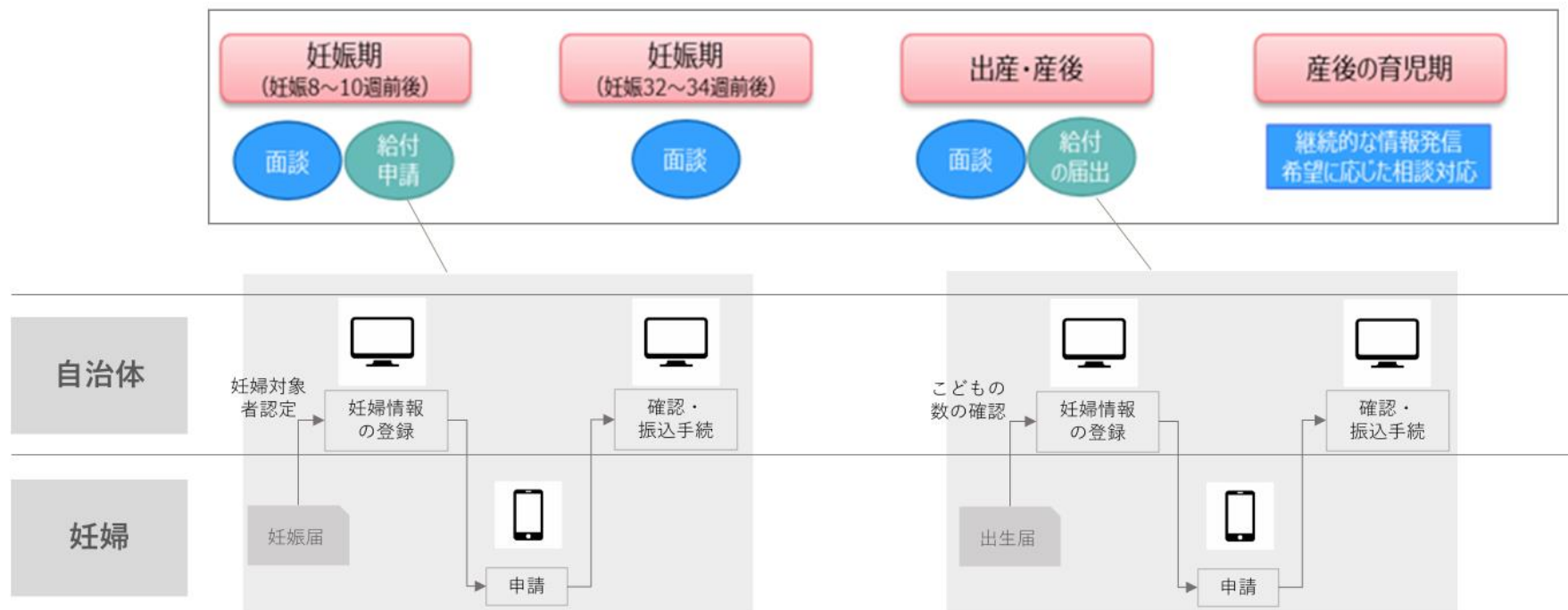
※利用申込後、事業者より正式なお見積りと契約書ひな形等の提示をさせていただきます予定です

妊婦のための支援給付における給付支援サービス利用イメージ

・ 対象者登録

(登録情報) 妊娠届や出生届をもとに妊婦の情報及び・胎児 / こどもの数の情報を登録することを想定

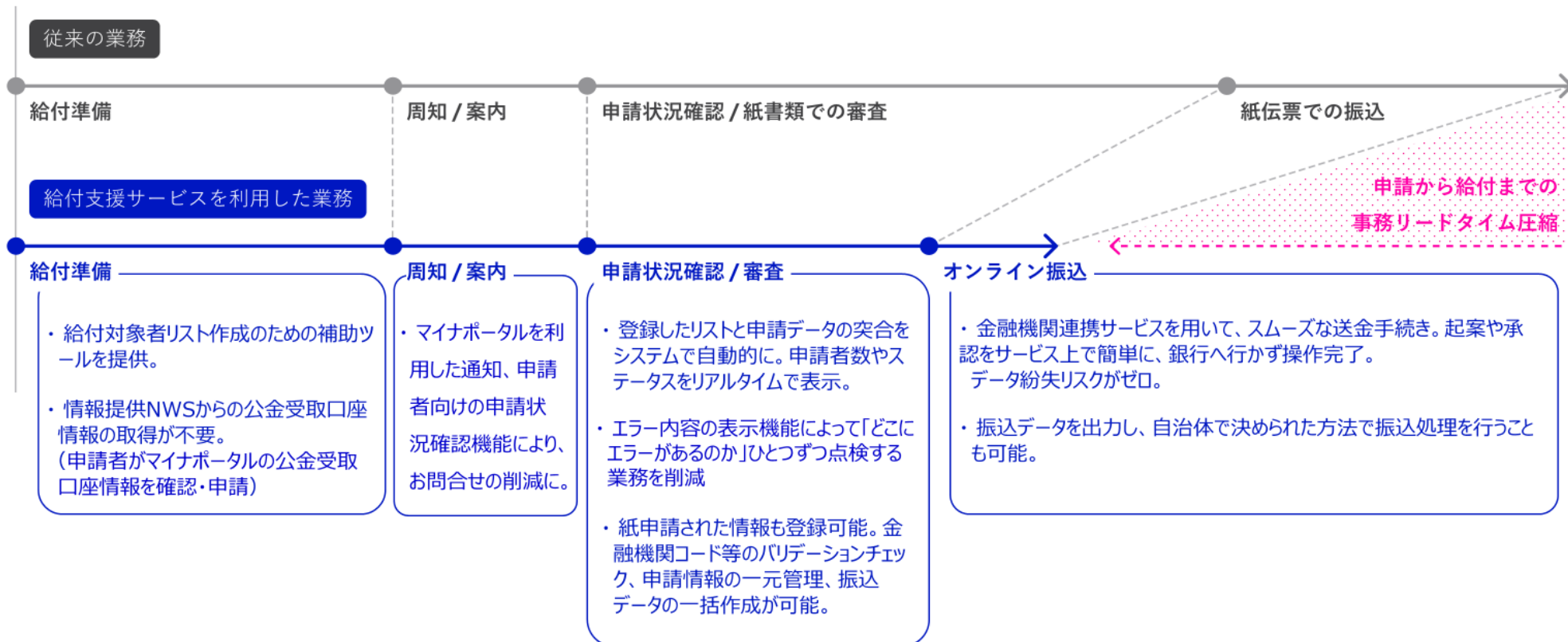
(タイミング) 基本的には妊娠届が提出されたら給付準備、出生届が提出されたら給付準備と2回実施することを想定



デジタル庁

給付支援サービスを利用いただくメリット（詳細）

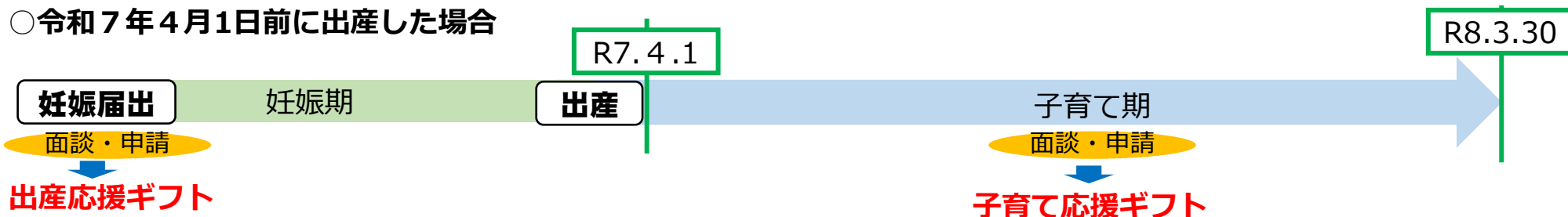
- ・ 本人確認の自動化、公金受取口座の活用で審査時間の大幅な削減を実現します



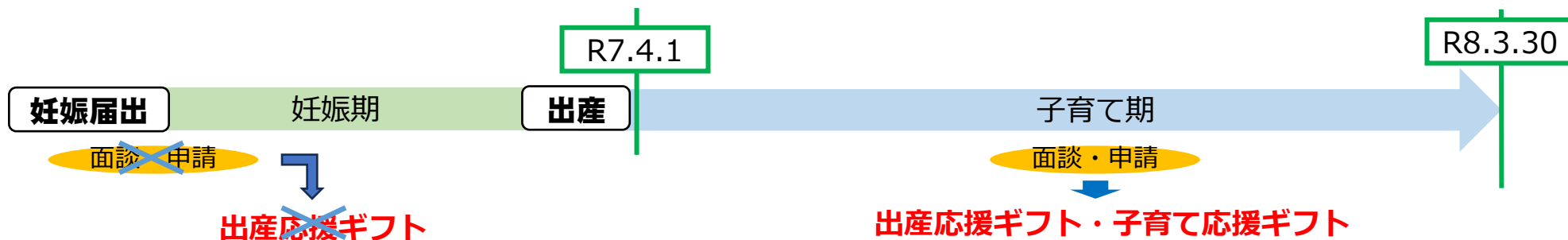
こどもまんなか
こども家庭庁 出産・子育て応援給付金（経過措置）及び妊婦のための支援給付の支給のパターン①

- 令和7年3月31日以前に出産された方は、「**出産・子育て応援給付金（出産・子育て応援ギフト）**」を支給
- 令和7年4月1日以降に出産された方は、「**妊婦のための支援給付（妊婦支援給付金）**」を支給
→妊婦のための支援給付の施行日である令和7年4月1日時点で妊婦であるか否かで「出産・子育て応援給付金」か「妊婦のための支援給付」で支給するか異なる。

○令和7年4月1日前に出産した場合



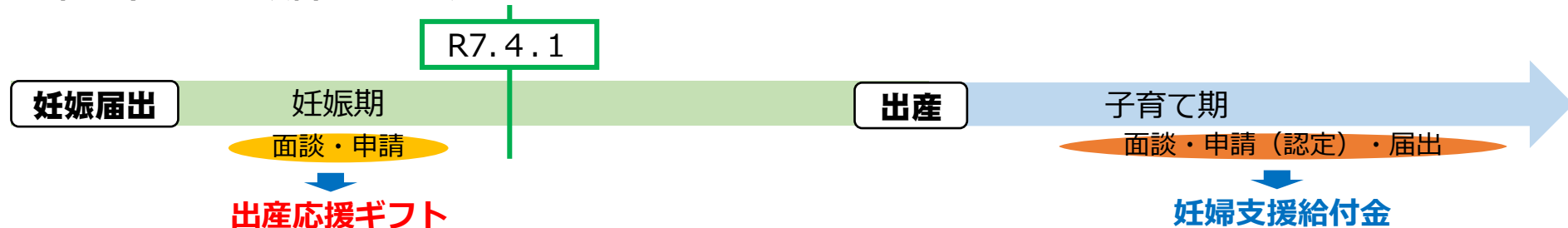
- ・ 令和7年4月1日前に出産した方は妊婦のための支援給付の対象とならないことから、子育て応援ギフトにより支給
- ・ 申請予定者の責めに帰さないやむを得ない特別な事情がある場合であっても、申請期限は令和8年3月30日まで



- ・ 災害その他申請予定者の責めに帰さないやむを得ない特別の事情がある場合において、令和6年度までに出産応援ギフトを支給していない場合には、子育て応援ギフトと併せて出産応援ギフトも支給して差し支えない。

こどもまんなか
こども家庭庁 出産・子育て応援給付金（経過措置）及び妊婦のための支援給付の支給のパターン②

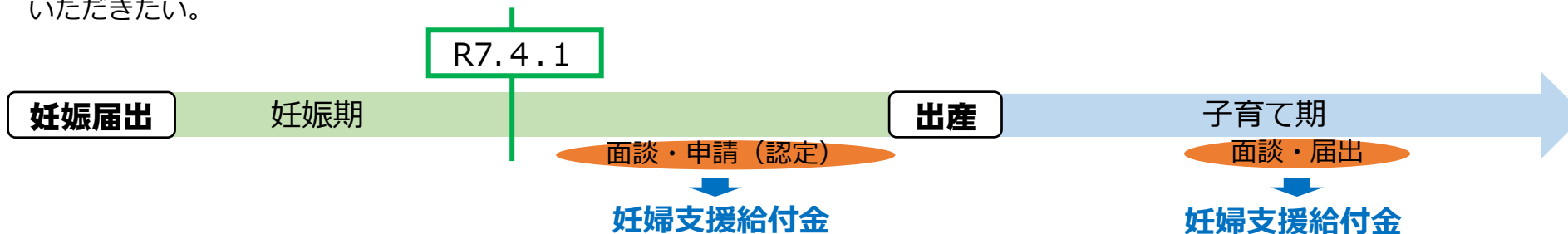
○令和7年4月1日以降に出産した場合



- ・令和7年4月1日前に妊娠届出をして出産応援ギフトを支給した妊婦が4月1日以降に出産した場合、妊婦給付認定の申請及び胎児の数の届出後、妊婦支援給付金を支給。



- ・令和7年4月1日前に妊娠届出をして出産応援ギフトを支給した妊婦が、4月1日以降に流産・死産した場合、妊婦給付認定の申請及び胎児の数の届出後、妊婦支援給付金を支給。その際、心理社会的支援等に係る相談窓口やピアサポートの案内、産後ケア事業・産婦健診や妊娠12週を超えている場合は出産育児一時金等の対象になることの案内など、きめ細やかな配慮を行っていただきたい。



- ・令和7年4月1日前に妊娠届出をしたが、申請が4月1日以降の場合は、妊婦支援給付金の認定の申請後、妊婦支援給付金で対応。

令和7年度概算要求額 816億円（一）

※令和6年度予算においては、妊娠出産子育て支援交付金に計上

事業の目的

- 子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律において、子ども・子育て支援法に妊婦のための支援給付が創設され令和7年度から施行されるところ、妊娠期からの切れ目ない支援を行う観点から、児童福祉法の妊婦等包括相談支援事業等の支援を効果的に組み合わせて、子ども・子育て支援法の妊婦のための支援給付を実施することにより、妊婦等の身体的、精神的ケア及び経済的支援を実施する。

事業の概要

改正後の子ども・子育て支援法第68条第1項に基づき、市町村に対し、妊婦のための支援給付である妊婦支援給付金の支給に要する費用の全額に相当する額を交付する。

【妊婦のための支援給付の内容】

<支給対象者>

日本国内に住所を有する妊婦

<支給に必要な手続・支給額>

・妊婦は申請を行い、妊婦給付認定を受ける
⇒5万円支給

・妊婦給付認定を受けた者は、妊娠しているこどもの人数等を届出を行う
⇒妊娠しているこどもの人数×5万円を支給

【給付金の支給方法】

・現金振込等確実な支払方法

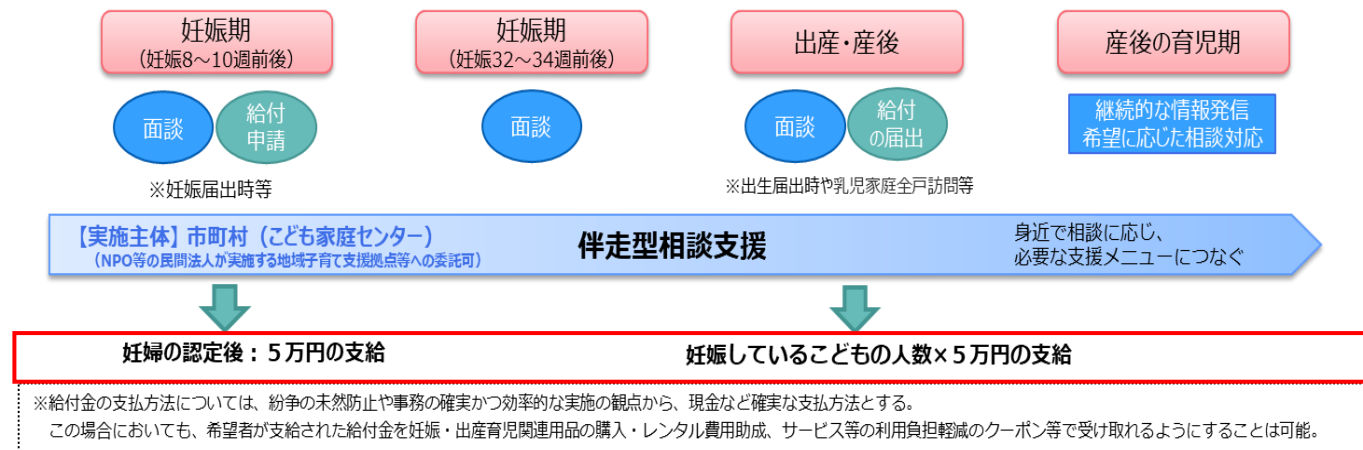
※希望者は、支給された給付金を市町村が実施するクーポン等の支給方法で受け取ることは可能。

妊婦のための支援給付（子ども・子育て支援法）

- 市町村は、妊婦であることの認定後に**5万円**を支給。その後、妊娠しているこどもの人数の届出を受けた後に**妊娠しているこどもの人数×5万円**を支給する。
- 子ども・子育て支援金制度の創設に伴い、財源として**子ども・子育て支援納付金を位置づける**。

妊婦等包括相談支援事業（児童福祉法）

- 妊婦・その配偶者等に対して面談等により情報提供や相談等（伴走型相談支援）を行う事業として新設する。
- 母子保健法の事業との連携確保について定めるとともに、子ども・子育て支援法上の地域子ども・子育て支援事業に位置づける。



実施主体等

【実施主体】市町村（特別区を含む）

【補助率】国：10/10

＜子ども・子育て支援交付金（こども家庭庁）＋重層的支援体制整備事業交付金（厚生労働省）＞
令和7年度概算要求額 2,431億円の内数＋事項要求（2,208億円の内数）
※令和6年度予算においては、妊娠出産子育て支援交付金に計上

事業の目的

- 子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）において、児童福祉法に、主に妊婦・その配偶者等に対して面談等により情報提供や相談等を行う「妊婦等包括相談支援事業」を創設し、他の事業と同様に市町村の実施の努力義務等を規定するとともに、子ども・子育て支援法第59条第1号を改正し、妊婦等包括相談支援事業を同号の事業として地域子ども・子育て支援事業に位置づけることとした。
- 妊婦等包括相談支援事業として、妊娠時から妊産婦等に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うとともに、必要な支援につなぐ伴走型相談支援の推進を図る。

事業の概要

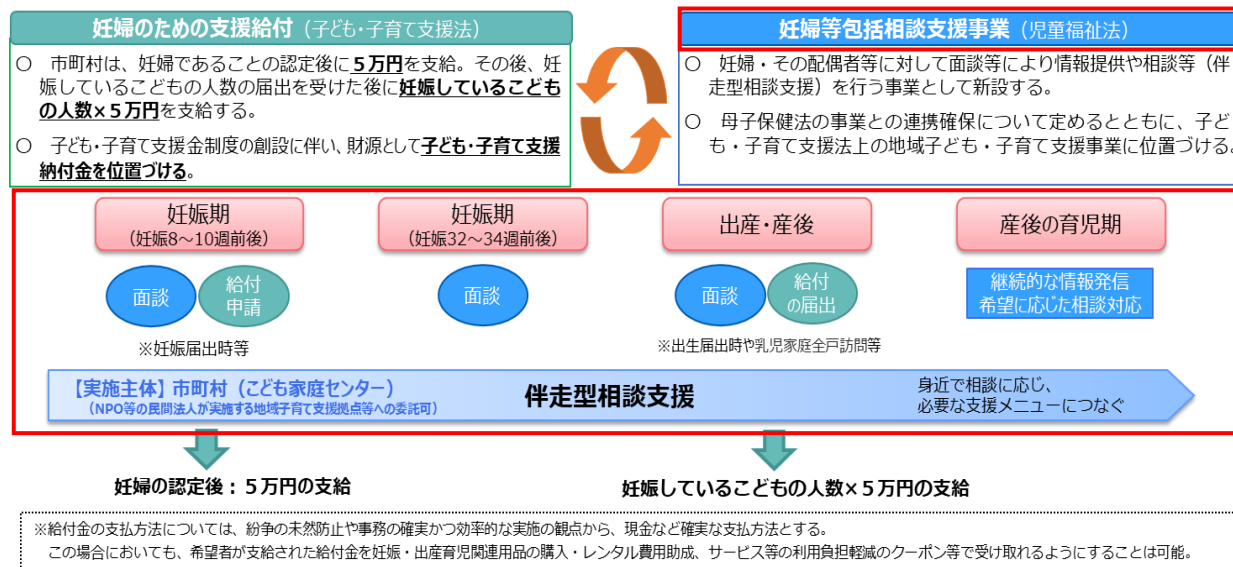
妊婦等包括相談支援事業に要する費用の補助を行うため、利用者支援事業（基本型・特定型・こども家庭センター型）に新たに「妊婦等包括相談支援事業型」を設ける。妊婦等包括相談支援事業の実施に当たっては、こども家庭センターごとに、面談等の対応件数が異なることから、それに応じた単価設定を行う。

【事業内容】

妊婦・その配偶者等に対して、面談等の実施により、必要な情報提供や相談に応じるとともに、ニーズに応じて必要な支援につなげる伴走型相談支援を行う。

【対象経費】

面談等の実施に必要な経費
（「妊婦のための支援給付」に必要な費用は除く）



実施主体等

【実施主体】市町村（特別区を含む）

【補助率】国：1／2

（都道府県：1／4、市町村：1／4）

【補助単価】こども家庭センター1か所あたり妊娠届出受理数

①700件以上 15,506千円

②700件未満200件以上 9,873千円

③200件未満 8,200千円

※こども家庭センターを設置していない自治体は、1自治体あたり1か所とする。

（参考）

令和6年度出産・子育て応援交付金
伴走型相談支援
こども家庭センター1か所あたり
単価：9,495千円

令和7年度概算要求額 27億円（一）

※令和6年度予算においては、妊娠出産子育て支援交付金に計上

事業の目的

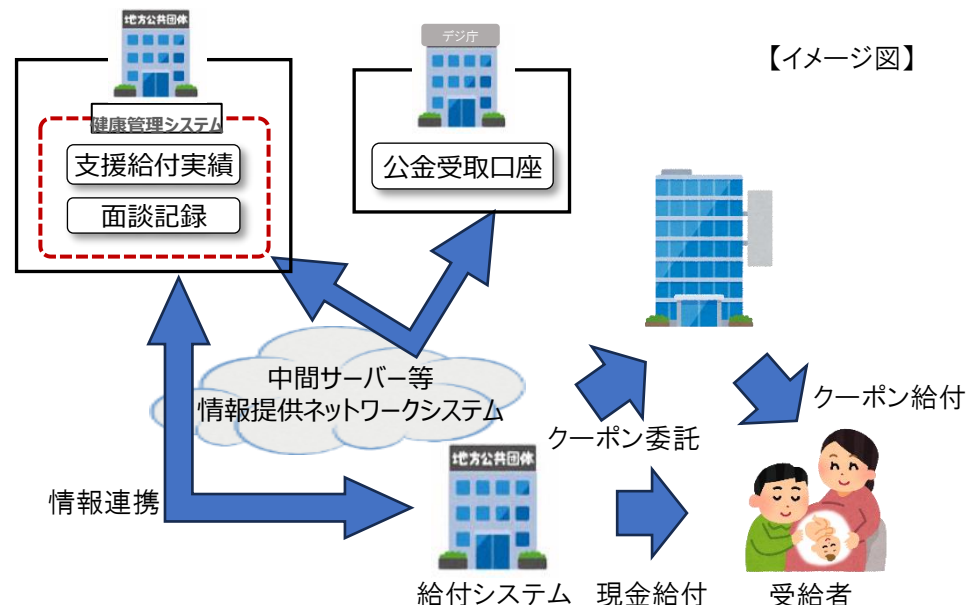
- 子ども・子育て支援法の妊婦のための支援給付を実施するために必要な体制整備やシステム構築等を行い、円滑な給付や運用の効率化を図る。

事業の概要

妊婦のための支援給付については、給付金を現金その他確実な支払の方法での支給としている。その上で、希望者については支給された給付金をクーポン等で受け取ることを可能としているため、都道府県又は市区町村が現金その他確実な支払方法又はクーポン等で支給するためにシステム構築等を実施するに当たって、必要な経費等を補助する。

【対象経費】

- ①妊婦のための支援給付のためのシステム構築・改修費
現金及びクーポン等での支給に対応させるためのイニシャルコスト（システムを構築・改修するための経費）
- ②クーポン等の支給に係る委託経費
クーポン等での支給のためのランニングコスト（システムの保守費用、クーポン等支給ための委託費）
- ③妊婦のための支援給付のための事務費
妊婦のための支援給付のための人件費や振込手数料等の事務費
- ④自治体間情報連携に係るシステム改修費
転出入の際に給付履歴等を確認するためのデータ標準レイアウト改訂版へのシステム改修費



実施主体等

【実施主体】

市町村（特別区を含む）
（①②は都道府県も対象）

【補助率】

- ①、②国 10/10
- ③国 1/2 都道府県 1/4 市町村 1/4
- ④国 2/3 市町村 1/3

【補助単価】

- ① 都道府県10,000千円・市町村2,000千円
- ②～④ こども家庭庁長官が必要と認めた額

主な質問への回答

「日本国内に住所を有する」とは「日本国内の市町村に住民票がある」という理解でよい。また、住民票をおいたまま海外から妊婦給付認定申請及び妊娠の事実となる証明等を提示された場合も給付することになるか。

▶ 住民票所在地の市町村が妊婦給付認定を行い給付を行います。居住実態があっても住民票を置いていない市町村では認定を行うことはできません。また、住民票をおいたまま海外で妊娠した場合も、妊娠の事実が確認できれば、住民票所在地の市町村が認定を行い給付することになります。胎児の数の届出による給付も同様です。

妊娠及び流産、人工妊娠中絶、死産等の妊娠していたこどもの数の事実確認はどのように行うのか。

▶ 現時点では、妊婦給付認定者の妊娠については、医師による胎児心拍の確認をもって「妊娠」とすることとしています。妊婦は、医師の診断を受け妊娠が確認できたら妊婦給付認定申請（通常は妊娠の届出と同時に想定）を行い、住民票所在地の市町村は妊婦給付認定を実施していただくことになります。胎児の数の届出は、出産後に届出をしてもらうことを想定していますが、流産等の場合は、母子健康手帳により確認を行うことを想定しています。母子健康手帳の交付前に流産及び人工妊娠中絶等をした場合でも、流産等の前に胎児心拍の確認がされていれば医師の診断書等を求める想定です。引き続き制度の施行までに調整を進めてまいります。

法の定めにおいて、妊婦等包括相談支援の面談は義務ではなく、また給付の条件でもないのであれば、2回の給付を一括で行い面談は希望者のみ行う運用を市町村の判断で行うことは可能か。法の趣旨に反するか。国からの補助を受けられないなどペナルティはあるか。

▶ 「妊婦のための支援給付」と「妊婦等包括相談支援事業」は、それぞれ別の法律に定められており、面談を給付の条件とすることとされていないことから面談を行わずとも給付をすることは可能ですが、給付を行う際は、妊婦等包括相談支援事業と効果的に組合せて行うことを子ども・子育て支援法に定め、妊婦の身体的精神的経済的な観点で総合的に支援することとされています。国としては、市町村のこれまでの運用を継続していただくことは最低限としつつ、これまで以上に伴走型相談支援を充実させていただきたい考えです。

法定給付になることにより、交付決定額に不足が生じた場合は追加交付される理解でよい。

▶ お見込みのとおりです。今般の法定給付化に伴い、国からの交付決定額に不足が生じた場合は、実績報告に基づき交付額を確定し、不足分は国から追加で交付されることになります。

主な質問への回答

現金その他確実な支払方法として、具体的にどのような支払方法が示されるのか。また、現金支給を民間事業者へ委託することは可能か。

- ▶ 現金その他確実な支払方法は、「口座振込の方法」、「小切手の振出し」、「公金振込書の交付」を検討しています。また、地方自治法により公金の取扱いが制限されていることから、委託可能なのは、指定金融機関のみです。指定金融機関以外の民間事業者に現金支給を委託することはできません。

本人の希望に応じてクーポン等での支給を可能とする場合の支給した給付金及び国から受けた給付交付金の精算方法はどのようになるか。

- ▶ 現金その他確実な支払方法以外のクーポン等での支給をする場合、受給者が希望するクーポン等が利用可能となった時点で、市町村は給付認定者に対して給付金を支給した整理になると考えており、給付認定者がクーポン等を一部未使用であったとしても、国と市町村の間で交付金の精算をすることはありません。また、受給者と市町村（委託業者）の精算については国は関与する立場にありません。なお、受給者のポイント等が未執行とならぬよう使用期限の設定や利用勧奨をするなどの市町村の工夫が必要であると考えます。

給与払いにおいては本人が希望する場合には電子マネーで支払うことが認められているが、妊婦のための支援給付の電子マネーの取扱いはどうか。

- ▶ 妊婦のための支援給付は、子ども・子育て支援法に基づく法定給付であり、その支給は確実に行われる必要があるところ、電子マネーについては、専用アプリの使用等、その受取に当たっての制約が存在しうることから、現金に準ずる支払いの方法として内閣府令に位置づけることが必ずしも適切ではないと考えられます。ただし、給与において本人の希望があれば電子マネーでの支払いを認めていることと同様に現金での支払いに加えて、電子マネーでの支払いの方法を選択肢として提示することは妨げられません。

令和7年3月31日までに出産した方に子育て応援給付金を支給できていない場合、令和7年度に入って申請があった場合の取扱いはどうなるのか。

- ▶ 質問のケースについては、妊婦のための支援給付の対象とならず、経過措置として令和7年度に出産・子育て応援交付金として対応することになります。このため、令和7年度に必要な額の確保については、引き続き対応を検討してまいります。

令和6年度

給付支援サービス活用 地方公共団体向け説明資料

デジタル庁 給付支援サービス

2024年10月

1. 給付支援サービス概要

2. 業務のながれ

3. 料金プラン

4. 利用メリット

5. 今後の手続き

6. 参考 – 利用可能な給付

7. 参考 – 令和5年度・令和6年度実証の結果

コロナ禍給付で表面化した課題を背景に、デジタル庁で給付システム構築を進める。

- コロナ禍における特別定額給付金等の各種給付金の事務処理において、申請や審査、結果通知がデジタル化されていなかったことにより給付に時間を要する、手間がかかるなど、課題が表面化。
- 住民向けフロントサービスや事務処理について、1,741の基礎自治体がばらばらにシステム開発するのは合理的でない。
- 実証検証を踏まえ、デジタル庁で、各自治体が使える、給付システムの構築をすすめることに。

住民にとって 手続きコストの最小化

事前の自治体での対象者情報の登録や、必要な情報の自己情報取得API※の活用によるデータ提供により、面倒な多くの申請書記入・書類添付を最小限に抑制できる。

※ 住民の方が、自己情報の確認・提供を行える機能。システム間連携によりwebサービス提供者が利用できるよう、マイナポータルのAPIの一つとして作成・公開されているもの。

自治体にとって 事務処理負担の最小化

審査に必要な項目（公金受取口座情報を含む）について、自己情報取得APIを活用し本人がデータをセットすることで、対象者データの抽出時にデータ項目を削減、また、審査内容によってはデータ取得を系統的にチェックできることで、事務処理負担を最小限に抑えることができる。

申請から振込までのプロセスをデジタル完結させ、迅速・効率的な給付を実現。

住民

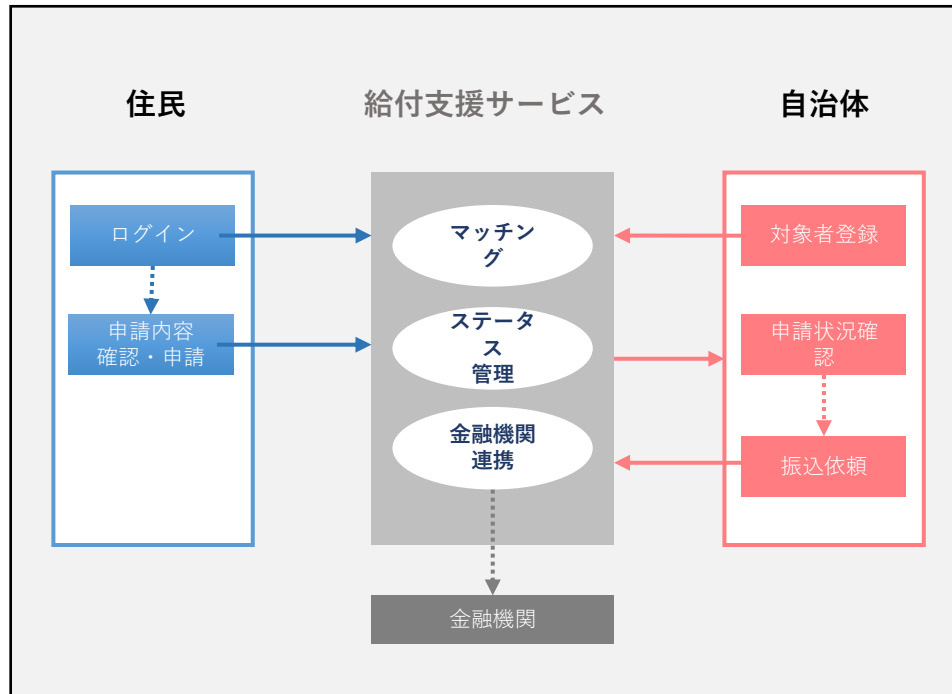
利用方法

- 自治体の案内(二次元コード等を記載)からアクセス
- マイナンバーカードで本人確認
- 公金受取口座又は自治体独自で保有する口座情報を利用

住民メリット

- 面倒な申請書記入が最小限にできる
- 添付書類を省略することもできる

給付支援サービス



地方自治体

利用方法

- 対象者情報の抽出・登録
- 審査
- 振込依頼

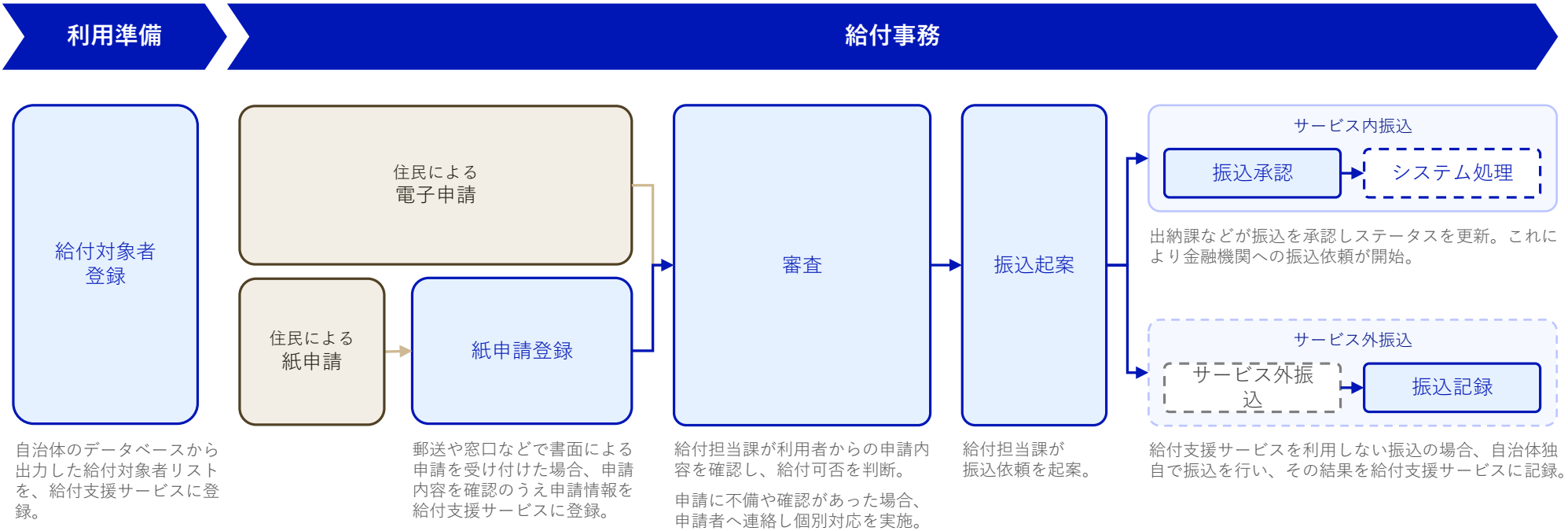
自治体メリット

- 本人申請内容をデータで提供することで、システムを用いて審査業務を効率化できる
- また、紙で受け取ったものの転記・再確認等もないため事務処理負担を大幅に削減することができる

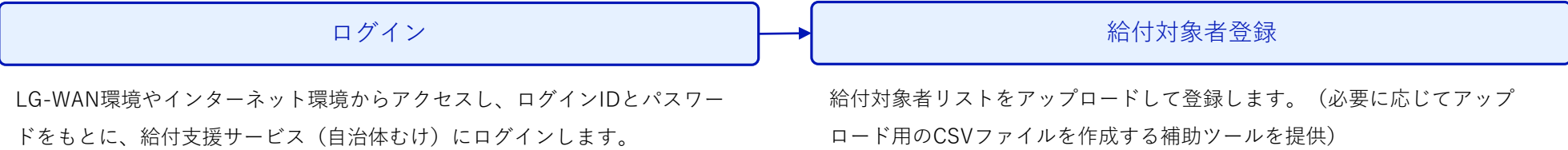
1. 給付支援サービス概要
- 2. 業務のながれ**
3. 料金プラン
4. 利用メリット
5. 今後の手続き
6. 参考 – 利用可能な給付
7. 参考 – 令和5年度・令和6年度実証の結果

おおまかな業務の流れ（フロー図）

給付準備から振込まで、オンラインサービスの利用が可能。



給付対象者を登録して、申請受付を開始。



給付支援サービス

ログイン

ログインID 必須

name@digital.go.jp

パスワード 必須

.....

ログイン

要連絡件数	10	9	1	詳細
-------	----	---	---	--------------------

給付対象者登録状況

[紙申請を登録](#)[給付対象者を登録](#)

[更新](#)[給付状況結果ファイルをダウンロード](#)

状況	登録日時	登録ファイル	登録結果ファイル
処理中	2023/02/17 12:23	file_sample_20230217.csv	-
成功	2023/02/16 12:40	file_sample_text_text_text_text_20230216.csv	-
一部失敗	2023/02/14 12:00	file_sample_sample.csv	エラー箇所を確認
一部失敗	2023/02/14 12:00	file_sample_sample.csv	エラー箇所を確認
一部失敗	2023/02/14 12:00	file_sample_sample.csv	エラー箇所を確認

住民が、オンライン申請。

住民による電子申請

住民は、自治体からの案内（ウェブサイトやチラシ、郵便など）に記載されているURLや二次元コードから、申請トップページへアクセスします。マイナポータルアプリを使ってマイナポータルにログインし、券面情報取得のためマイナンバーカードを読み取ります。連絡先の入力と振込先となる公金受取口座情報等申請内容の確認を経て申請が完了します。

※ 詳細の利用の流れは、別途ご案内

給付の案内を受け取る

自治体からの郵便や自治体ウェブサイトなどから、給付詳細画面にアクセス

マイナポータルで、給付金の内容を確認

概要、対象者や受付期間など、給付の情報を確認

マイナポータルにログインして、申請開始

マイナポータルアプリ（PCの場合は、二次元コード 読み取り、またはICカードリーダーライタ）でログインして申請を始める

申請内容を確認して申請

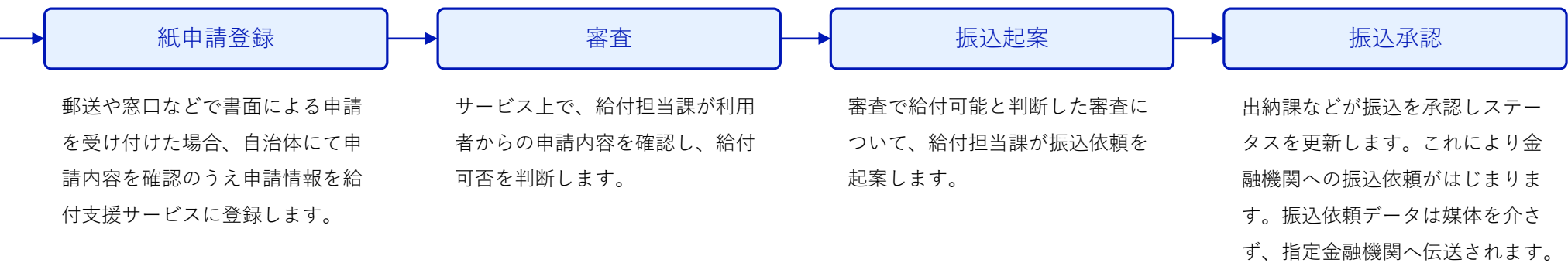
最後に申請内容を確認する

申請完了

マイナポータルで申請が完了したことを確認

画面デザインは、暫定の内容を含む

審査を行い、出納課などによる承認を経て金融機関への振込依頼まで完了。



最新ファイルを登録

CSV形式の給付対象者ファイルを登録してください。

NN年度XXXXXXXXXX制度による給付CSV

参照

登録

キャンセル

申請日2023年12月11日

申請種別電子

給付者情報

自治体登録情報	利用者登録情報
氏名豊洲太郎	豊洲太郎
住所東京都千代田区紀尾井町1番3号 東京ガーデンテラス紀尾井町	東京都千代田区紀尾井町1番3号 東京ガーデンテラス紀尾井町
生年月日-	0000年00月00日
性別-	男性
メールアドレス-	sample-sample@sample.co.jp
電話番号-	000-0000-0000
給付金額123,456円	-

振込起案

この内容で起案しますか

前画面で選択した申請の振込を起案します。内容を確認のうえ確定してください。

対象の給付金
価格高騰緊急支援給付金 受付中

2023年2月14日 - 2023年2月28日 申請受付

対象申請数
54,321 件

対象振込金額合計
12,345,678,910

各銀行への振込依頼日時
2023年12月12日00時

振込予定日

出納課による振込承認

この内容で承認しますか

担当課による振込予約を終えた申請を承認し、金融機関への振込依頼を実行します。内容を確認のうえ承認してください。

対象の給付金
価格高騰緊急支援給付金 受付中

2023年2月14日 - 2023年2月28日 申請受付

対象申請数
54,321 件

対象振込金額合計
12,345,678,910

各銀行への振込依頼日時
2023年12月12日00時

振込予定日

1. 給付支援サービス概要
2. 業務のながれ
- 3. 料金プラン**
4. 利用メリット
5. 今後の手続き
6. 参考 – 利用可能な給付
7. 参考 – 令和5年度・令和6年度実証の結果

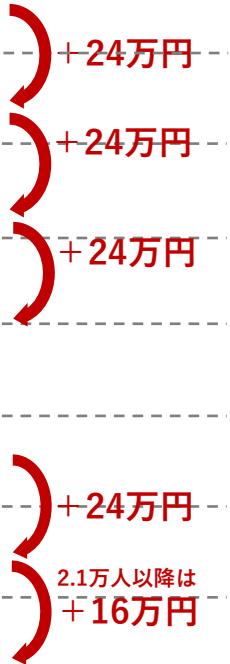
給付支援サービスの利用料金は導入料金、基本料金、利用料金、オプション料金で構成。

項目	詳細	費用
1	導入料金 ※新規利用自治体は必須	利用準備期間における自治体さまからのお問い合わせ対応 458,400円
2	基本料金	ご利用いただく給付の給付対象者によって変動する料金 240,000円～ 次頁参照
3	利用料金	月々の運用に係る料金 30,000円/月
4	オプション	● 説明会実施 利用準備方法や自治体様で委託されている問い合わせ担当者様等に対して業務の説明会を実施 408,320円
		● 金融機関連携（パターン①） 給付支援サービス内の金融機関連携サービスをご利用の自治体さまに対する各種設定等 556,800円～ 上記に加え指定金融機関が提供するサービスの初期費用が別途加算 ----- 金融機関の提供するサービス利用料 上記に加え指定金融機関が提供するサービスの利用料が別途加算

※給付マスタ登録及び職員アカウント情報登録についてはマニュアルをご参照の上、自治体様で実施いただく必要があります。

基本料金は、給付対象者数によって変動。
給付対象者数1,000人ごとに24万円が加算。ただし、21,000人以降は16万円が加算。

基本料金（給付対象者数による料金）	
給付対象者数	費用
～1,000人	240,000円
1,001～2,000人	480,000円
2,001～3,000人	720,000円
3,001～4,000人	720,000円
⋮	⋮
19,001～20,000人	4,800,000円
20,001～21,000人	4,960,000円
21,001～22,000人	5,120,000円



※給付支援サービス内の金融機関連携機能をご利用の場合、金融機関連携サービス利用料が別途発生いたします。

複数給付で利用すればよりお得に給付支援サービスの利用が可能。

利用例①

前提条件



料金

項目		算出根拠	費用								
1	導入料金	—	458,400円								
	※新規利用自治体は必須										
2	基本料金	<table><tr><th colspan="2">基本料金（給付対象者数による料金）</th></tr><tr><th>給付対象者数</th><th>費用</th></tr><tr><td>～1,000人</td><td>240,000円</td></tr><tr><td>1,000～2,000人</td><td>480,000円</td></tr></table>	基本料金（給付対象者数による料金）		給付対象者数	費用	～1,000人	240,000円	1,000～2,000人	480,000円	480,000円
		基本料金（給付対象者数による料金）									
給付対象者数	費用										
～1,000人	240,000円										
1,000～2,000人	480,000円										
		※前頁参照									
3	利用料金	30,000円 × 5か月	150,000円								
合計		新規利用自治体 1,088,400円	既存利用自治体 630,000円								

利用例②

前提条件

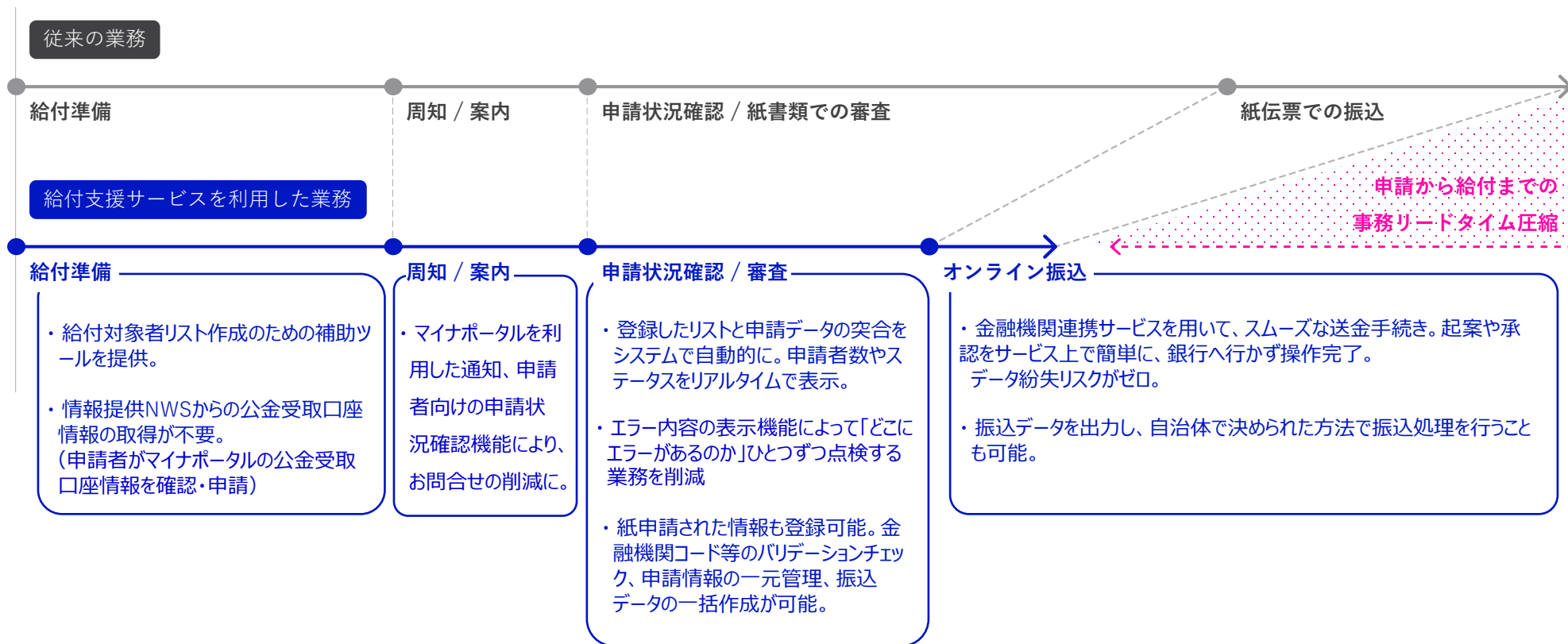


料金

項目		算出根拠	費用												
1	導入料金	—	458,400円												
	※新規利用自治体は必須														
2	基本料金	<table><tr><th colspan="2">基本料金（給付対象者数による料金）</th></tr><tr><th>給付対象者数</th><th>費用</th></tr><tr><td>～1,000人</td><td>240,000円</td></tr><tr><td>1,001～2,000人</td><td>480,000円</td></tr><tr><td>2,001～3,000人</td><td>720,000円</td></tr><tr><td>3,001～4,000人</td><td>720,000円</td></tr></table>	基本料金（給付対象者数による料金）		給付対象者数	費用	～1,000人	240,000円	1,001～2,000人	480,000円	2,001～3,000人	720,000円	3,001～4,000人	720,000円	720,000円
	基本料金（給付対象者数による料金）														
給付対象者数	費用														
～1,000人	240,000円														
1,001～2,000人	480,000円														
2,001～3,000人	720,000円														
3,001～4,000人	720,000円														
		※前頁参照													
3	利用料金	30,000円 × 6か月	180,000円												
合計		新規利用自治体 1,358,400円	既存利用自治体 900,000円												

1. 給付支援サービス概要
2. 業務のながれ
3. 料金プラン
- 4. 利用メリット**
5. 今後の手続き
6. 参考 – 利用可能な給付
7. 参考 – 令和5年度・令和6年度実証の結果

本人確認の自動化、公金受取口座の活用で審査時間の大幅な削減を実現



1. 給付支援サービス概要
2. 業務のながれ
3. 料金プラン
4. 利用メリット
- 5. 今後の手続き**
6. 参考 – 利用可能な給付
7. 参考 – 令和5年度・令和6年度実証の結果

**お申し込みは、下記フォームより受け付けています。
お問い合わせ等ございましたら下記メールアドレスまでご連絡ください。**

令和7年度の利用申込み

令和7年度の利用申込み開始のお知らせを掲載しています。本ページ内の申込みフォームより、お申し込みください。

<https://forms.office.com/r/ASr9uLa5L7>

給付支援サービスについて

本サービスに関するニュースや各種情報は、給付支援サービスの紹介ページをご覧ください。

本サービスの概要、各種お知らせ、申込み方法、操作マニュアルやよくある質問などを掲載しており、随時更新しています。

<https://services.digital.go.jp/benefits/>

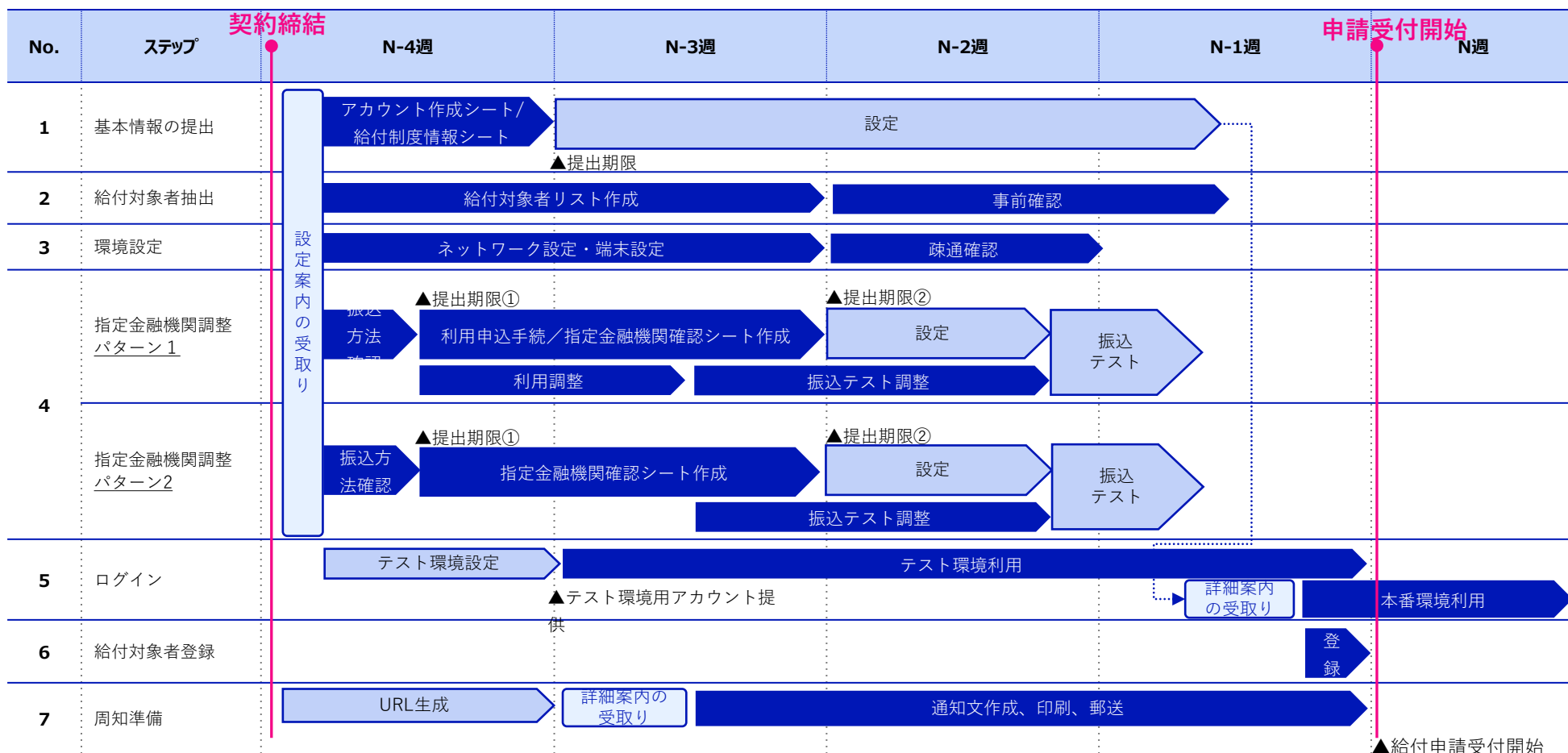


ご利用に向けたお問い合わせ

ご不明点は下記メールアドレスまでお問い合わせください

自治体支援チーム benefitsaas_contract@am.nttdata.co.jp

利用準備フェーズの作業内容



1. 給付支援サービス概要
2. 業務のながれ
3. 料金プラン
4. 利用メリット
5. 今後の手続き
- 6. 参考 – 利用可能な給付**
7. 参考 – 令和5年度・令和6年度実証の結果

令和6年度の実証において、約100の自治体が以下5つの給付事務においてご利用。

給付種別	給付名	
子育て支援	1. 子育て世帯への臨時特別給付金	
	2. 東京018サポート	
生活支援	3. 住民非課税世帯等に対する臨時特別給付金	既に自治体様にてサービスをご利用頂いております
	4. 物価高騰対応重点支援給付金	
	5. 調整給付	
	6. 不足額給付	
	7. その他自治体様独自の給付	
		来年度対応予定

給付対象者が事前に確定可能な給付でご利用いただくことができます。
ご利用されたい給付がございましたらご相談ください。
(次頁に寒河江市様の活用に向けご検討中の例を示します。)

寒河江市様では、高校入学年齢に達する児童への給付や、生活困窮世帯への給付にてご活用予定。

令和5年度さがえっこスマイル給付金の支給

更新日：2024年4月2日

地域の将来を担うさがえの宝である「さがえっこ」の健やかな成長の支援として、**高校入学年齢に達する児童へ10万円を給付しています。**

対象児童

平成20年4月2日から平成21年4月1日までに生まれ、令和5年12月1日時点で本市の住民基本台帳に記載されている児童。

高校進学のため令和5年12月2日から令和6年3月31日までに寒河江市に転入した場合も対象となることがあります。詳しくは子育て推進課までお問い合わせください。

申請者・受給対象者

対象児童を現に監護している父、母、又は父母に代わり養育し、本市の住民基本台帳に記載されている方

生活困窮世帯へ冬の生活費（灯油購入費等）を助成しています

更新日：2022年11月18日

市では、生活が困窮している世帯へ冬の生活費を助成しています。今年度は、**昨今の灯油価格等の高騰を鑑みて、5千円増額し1万円を助成するとともに、新型コロナウイルスの影響等により生活が困窮した世帯も助成対象としています。**

A 対象世帯

令和4年度市民税が世帯全員非課税で、次の1から4いずれかに該当する世帯。（福祉施設入所者、生活保護世帯を除く）

1. 65歳以上の高齢者のみの世帯
2. 重度障がい者がいる世帯
3. 18歳以下の子どもを扶養するひとり親世帯等
4. 東日本大震災による避難世帯

B 対象世帯

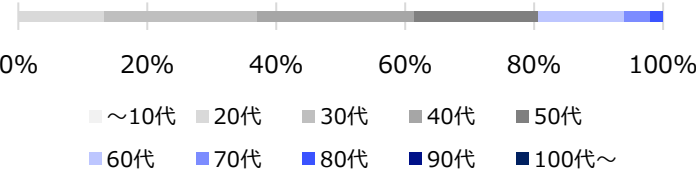
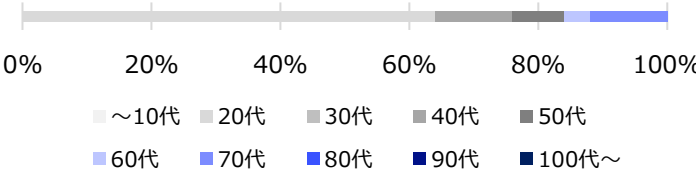
上記世帯以外で、新型コロナウイルス感染症の影響をうけて、生活に困窮している世帯

注釈：令和2年4月から令和4年9月までに総合支援資金（生活支援費）を借入れした世帯

1. 給付支援サービス概要
2. 業務のながれ
3. 料金プラン
4. 利用メリット
5. 今後の手続き
6. 参考 – 利用可能な給付
7. 参考 – 令和5年度・令和6年度実証の結果

令和5年実証では、福岡県水巻町・佐賀県鳥栖市にご協力いただきました。

50代以上の方からも、多数オンライン申請がありました

	福岡県水巻町 	佐賀県 鳥栖市 
総世帯数	13,388世帯	33,331世帯
対象世帯数	8,646世帯	1,025世帯
給付金名称	みずまき暮らし・生活支援時特別給付金	物価高騰に伴う低所得世帯支援給付金
50代以上割合	39% 水巻町 オンライン申請世帯主年齢別割合 	24% 鳥栖市 オンライン申請世帯主年齢別割合 

※本年度(FY23)ヒアリング時点

画面の操作性・デザインに関し、自治体業務すべてにおいて高い評価を取得。

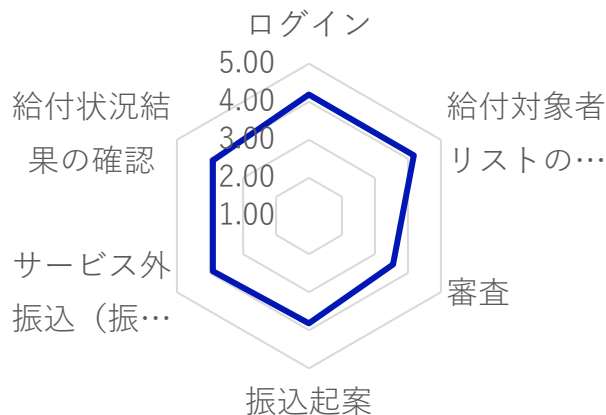
自治体側利用画面の評価や本サービスに関する意見収集を目的とし、自治体職員に対しアンケートを実施しました。

■デザイン性、操作性について

✓ 画面のデザイン、操作性に関しては給付支援システムを使用した**給付業務全てにおいて概ね高評価（いずれも平均3.9）**であった。

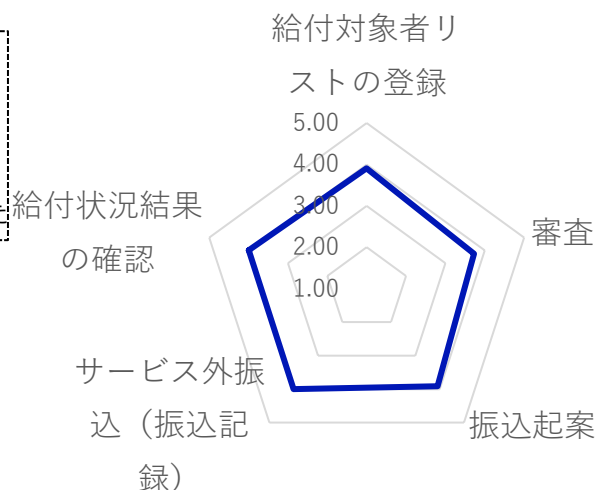
<デザイン>

＜選択肢＞
5:とても分かり易かった
4:分かり易かった
3:どちらともいえない
2:分かりづらかった
1:とても分かりづらかった



<操作性>

＜選択肢＞
5:とても分かり易かった
4:分かり易かった
3:どちらともいえない
2:分かりづらかった
1:とても分かりづらかった



■その他のご意見



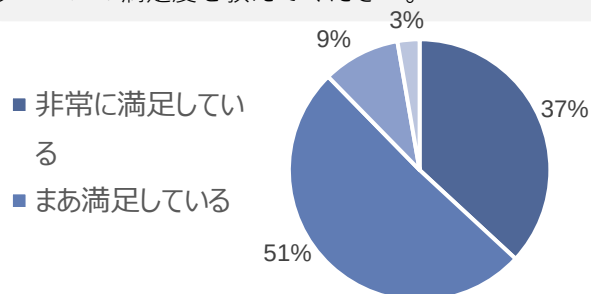
これまでの電子申請は書類を電子的に受領する仕組みだったが、
給付支援サービスは本人確認や口座確認が不要となり審査時間を大幅に短縮することができた！

利用した住民からおおむね高い評価。

- ✓ **電子申請は概ね好評**（全体の88%が非常に満足またはまあ満足と評価）、**全体の88%が手続きを10分以内に完了**
- ✓ **「手続きの簡単さ」を評価する人が多い**（「最もよかった点」で57%、「良かった点すべて」で73%）

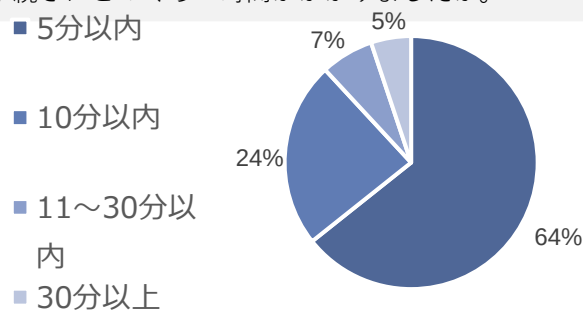
■質問1

サービスの満足度を教えてください。



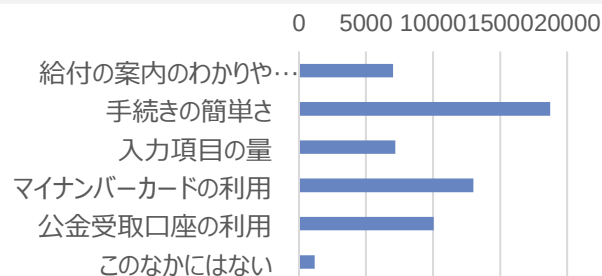
■質問2

手続きにどのくらい時間がかかりましたか。



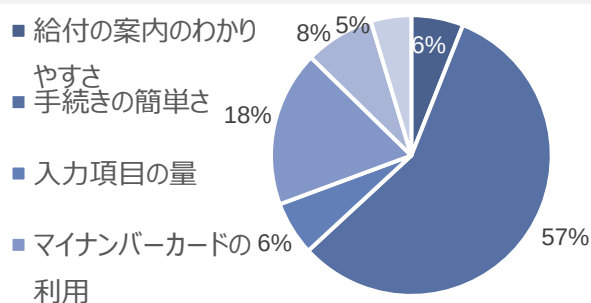
■質問3

良かった点をすべてお知らせください。



■質問4

【最も】良かった点を、ひとつお知らせください。



デジタル庁
Digital Agency